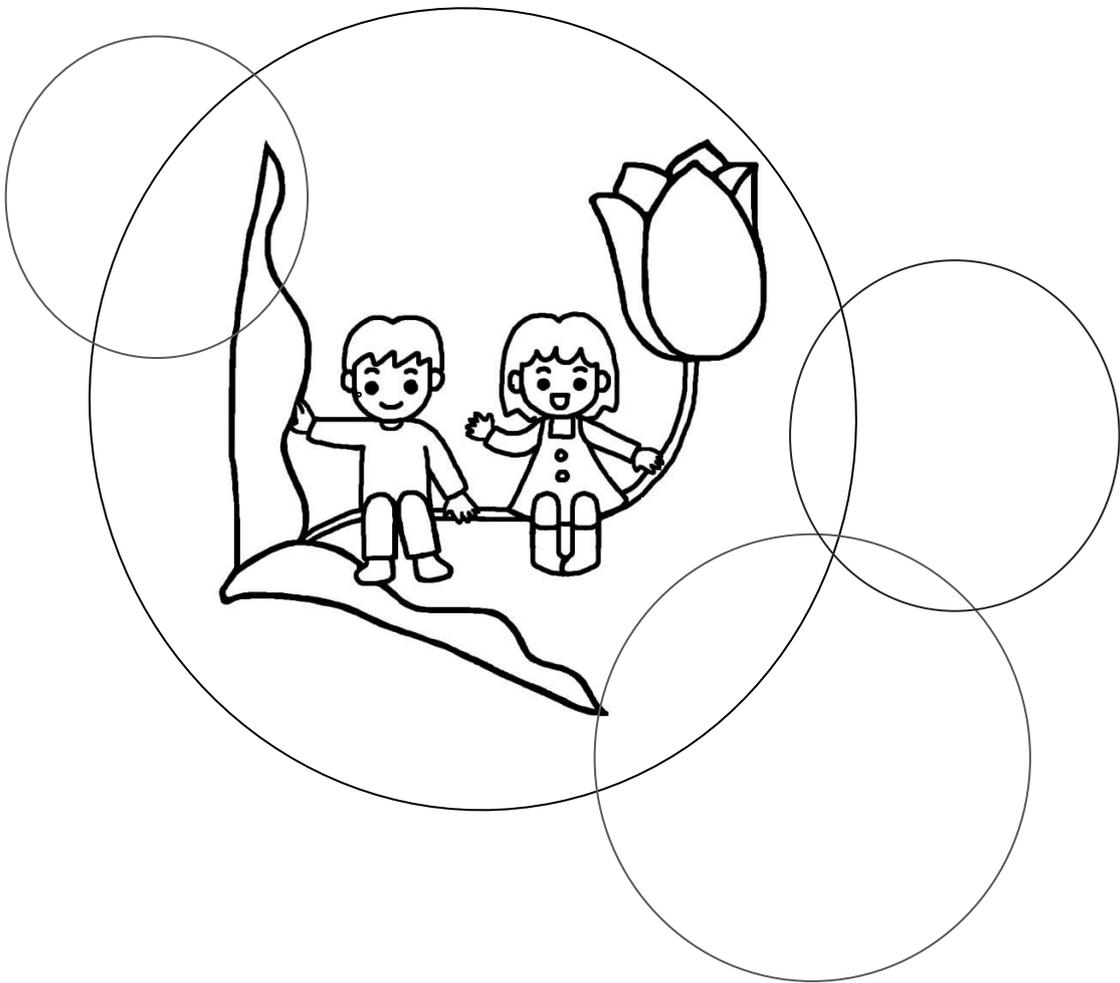


# PTA 豆知識

～PTAのしおり～



府中市立府中第四小学校 P T A

## 目 次

ようこそ！四小PTAへ .....	1
PTA活動ってなあに？ .....	2
PTAの一年 .....	3
本部の活動について .....	4
各委員会の活動について	
学年委員会 .....	5
広報委員会 .....	6
地区委員会 .....	7
推薦委員会 .....	8
協力員について .....	9
学校からのお知らせと連絡網について .....	10
地域での安全対策活動 .....	11
通学路とは？ .....	12
PTA保険について .....	13~14
PTA発行の手紙について .....	15
PTA規約	

# ようこそ！四小PTAへ

PTAって一体何だろう?…って  
思ったことありませんか？

誰のために…何のために…  
子どものため？学校のため？  
それとも自分のため？



四小PTAのこと、  
詳しく知りたいわ！

さあ、PTAのページを開きましょう！

# P T A活動ってなあに？

P	Parent	= 保護者
T	Teacher	= 先生
A	Association	= 集団や組織

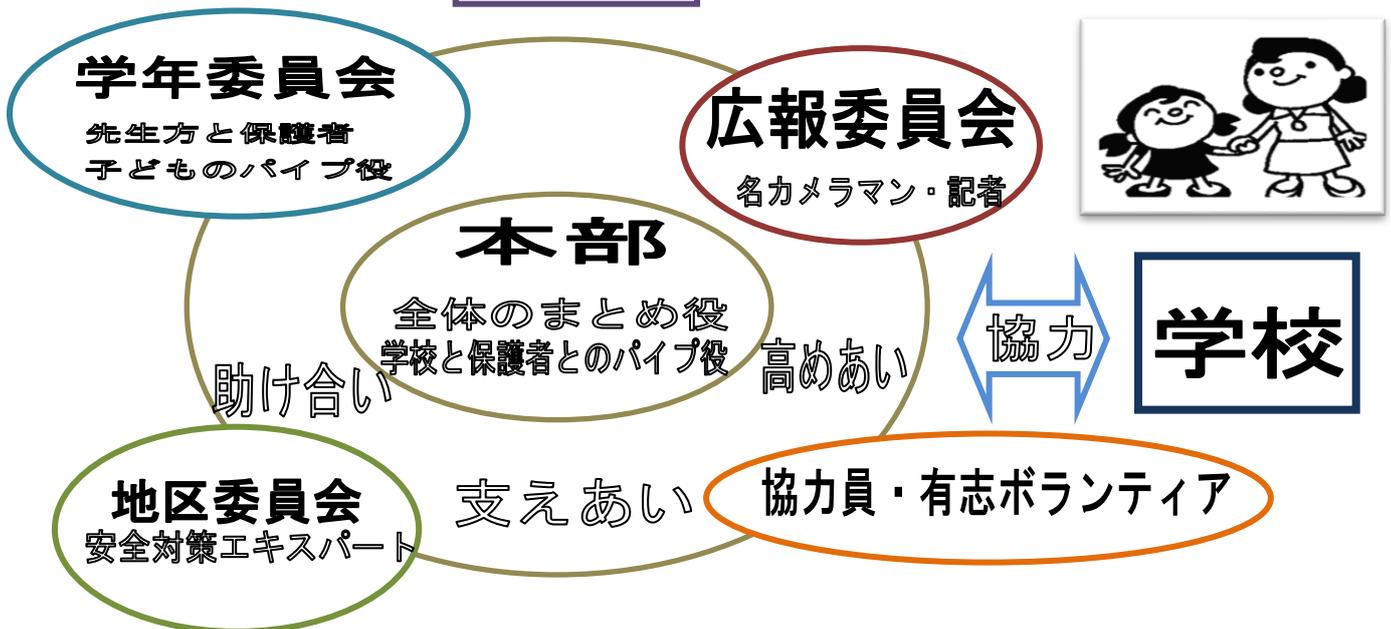
つまりは、

## 【保護者と先生の会】

ということです。

### 保護者

**\*全ては子どもたちのため\***



皆さんの力を貸してください。

一人ひとりができる時にできることをやる事で、P T A活動は、有意義に楽しく展開していきます。地域行事にも積極的に参加しましょう。

親同士が知り合い顔見知りになることで、子どもたちの様子や地域のことがよくわかり、子どもたちは安心して、健やかに成長していきます。

親と、学校と、地域と、共に手を取り合って歩んでいきましょう！

# PTAの一年

PTA活動の時期は、年度により変更されることもあります。

## 【校内の活動】

4月	入学式 保護者会にて委員の選出 PTA総会	11月	学芸会・展覧会に協力 ふれあいコンサート
5月	PTA会費集金	12月	冬のお楽しみ会 来年度本部役員選出
7月	給食試食会	1月	学校保健委員会
9月	クリーンアップデー	3月	卒業式
10月	運動会に協力 家庭教育学級		

※リサイクル資源回収・ベルマーク・テトラパック回収を年間通じて行っています。

## 【他校との交流】

PTA 連 合 会： 市内全ての小・中学校の会長・役員・委員・校長先生方で、会議や各種 研修会などに参加。\*スポーツ研修会は一般会員も参加。  
(卓球・バレーボール大会はバレー部(注1)・卓球部(注2) 各部が参加)

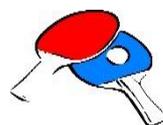
六・九中学区：六中・九中・四小・八小・南白小・小柳小で構成  
役員・委員・校長先生方が参加  
→連絡協議会/スポーツ大会/行事の参観/青少対活動

二 中 学 区：二中・十小・白糸台小・四小で構成  
→連絡会議/行事の参観/青少対活動

けやきの森学園：白小・四小・二中・府中東高で構成  
→PTA交流会、学校公開/夏祭り参加/文化祭/冬の音楽会

(注1) バレー部…… 年間通じて練習しています。  
土曜日 午後7時～9時

(注2) 卓球部 …… 水曜日 午後5時～7時



どなたでも  
参加して頂けます!

## 本部の活動について

- ◆ 四小の PTA 活動がよりよい方向に向かっていくように、みんなの意見をまとめたり、外部との窓口になったりします。役員会・運営委員会を開催します。

役員会……………運営委員会の前に、会議を行う。(学校長・副校長・本部役員)

運営委員会……………PTA 活動について会議を行う。

(学校長・副校長・本部役員・各委員会委員長・副委員長)

### 《 本 部 》 各学年 2 名を 2 学期末の保護者会で選出

- |             |   |
|-------------|---|
| 会 長 (1 名)   | ・ 四小 PTA 活動全般<br>・ PTA 連合会と学校とのパイプ役   |
| 副 会 長 (3 名) | ・ 学校と本部及び各委員会の連絡・調整<br>・ 青少年対活動に協力<br>・ 白糸台文化センター圏域コミュニティー協議会への協力<br>・ 協力員の調整<br>・ 多摩っ子共育の会参加       |
| 書 記 (2 名)   | ・ 会議の記録及び関係書類の作成・配布<br>(PTA だより、総会議案書作成・各種案内文)  |
| 会 計 (2 名)   | ・ PTA 会費の管理、出納 ・ 印刷機の管理<br>・ 関係書類の作成 ・ 備品の管理  |
| 会計監査(2 名)   | ・ 決算書類の承認<br>・ 推薦委員長・副委員長   |
| 全 員         | ・ 役員会及び運営委員会<br>・ 本部主催行事の開催(クリーンアップデー)  |
| 分 担         | ・ 校外の会議や研修会へ参加<br>・ 健全育成委員会<br>・ P 連代議員会 ・ P 連全体研修会<br>・ 六九中学区連絡協議会<br>・ 白糸台体育館運営協議会<br>・ 二中学区連絡協議会 |

## 各委員会の活動について

- ◆ 本部・学年・広報は一子一役を目指します。
- ◆ 役員、各委員会（学年・広報・地区）は兼任できません。

### 《 学年委員会 》

同じクラスで出会えた子ども達と先生と保護者が、うまくコミュニケーションできるように親睦を図る役目です。

原則として各クラスより2名選出します。

1学期最初の保護者会で選出

（仲よし学級は全体から1～2名選出）

- ・ 学年交流会 etc. クラスの親睦をはかる
- ・ PTA 会費集金協力
- ・ 協力員アンケートの集計・割り振り
- ・ 給食試食会の開催
- ・ 家庭教育学級の開催
- ・ ベルマークの取り次ぎ
- ・ 推薦委員
- ・ 学校行事に協力

学年のまとめ役として様々な活動をしています。  
保護者の方や子ども達とのコミュニケーションの機会も多く、  
学校の様子もよくわかります。  
給食試食会や家庭教育学級などは、グループで担当を決めて  
企画・開催をしています。

## 《 広報委員会 》

PTA活動や学校、子ども達の様子など、保護者の視点で取材し、  
広報誌「たまの里」を通してみなさんにお伝えしています。

原則として 各クラス1名選出します。

1学期最初の保護者会で選出

- ・ 各種学校行事、PTA 行事の取材
- ・ 年数回広報誌「たまの里」発行
- ・ 学校行事に協力

取材するって大変に思うかもしれませんが、普段見られない子ども  
の姿を見る事ができ、嬉しい発見もたくさんあります。

・ 編集作業が好きな方！

パソコンが苦手な方でもスマートフォンだけでできる作業もあ  
ります。

・ 普段見られない子どもの写真を撮りたい方

みんなで協力して広報誌を作るので、学年が違う保護者同士、仲  
良く情報交換の場が広がる委員会です。

## 《 地区委員会 》

- ◆ 地区委員は本部・学年・広報の経験とは無関係ですが、一家庭一役を目指します。

\* 事前に意識調査をとり、それを基に高学年のお子さんのいる家庭からお声掛けをしています。

\* 地区によっては人数の事情により、数回お願いをする場合もあります。

\* 一家庭一役の公平性を保つため、末子が5年生且つ地区委員未経験者が各地区の定数より多い場合、各地区の委員定数に関係なく次年度委員に選出する場合があります。

地域の中で、子ども達が安心して過ごすことができるよう、活動しています。

各地区から2～4名程度を選出します。

本部役員選出後に決定

- ・ 地区児童名簿の作成
- ・ 集団登校付き添い
- ・ 地区児童会に出席
- ・ ふれあいコンサート、冬（秋）のお楽しみ会の開催
- ・ 安全マップ作成に協力
- ・ 学校行事に協力
- ・ 各地区青少対委員会に協力
- ・ 運動会未就学児競技の実施

学校、本部、児童と、いろいろな人と協力をしながら行事を行います。  
もちろん大変なこともあります、達成感他では味わえません。  
ぜひ、全員の方に味わっていただきたいと思ひます。

## 《 推薦委員会 》

次年度の本部役員選出のため、7月頃から活動します。  
定期総会で10名の役員の候補者を推薦します。

本部から2名（うち1名は推薦委員長）と、  
学年委員または補欠候補者で構成されます。

- ・意識調査の実施
- ・選出会議の開催
- ・結果報告

役員の選出は学年ごとに行ないますが、選出会議が和やかな雰囲気の中で行なわれ、押し付けではない選出ができるように、心がけています。学年ごとに状況は様々で、また、個人の事情も様々で、スムーズに行かないときもありますが、会議には、一人でも多くの皆さんに出席していただき、知恵を出し合いながら、ベストな選出ができると良いと思います。

## 協力員について

子ども達を見守りながら、地域との関わりを大切に、楽しく活動します。

～ 一家庭一役一参加 有志ボランティアも積極的に ～

### 【一役】

役員及び委員（学年・広報・地区）以外の保護者の皆さんに、一家庭に対して仕事を一つ負担していただくものです。（希望調査あり）

項目	主な内容
運動会前日準備	杭打ち・ロープ張り・遊具網掛け等
運動会当日	駐輪場の整理
運動会受付	正門にて来校者受付
ベルマーク回収	回収し自宅で会社ごとに分類（説明会有り）
リサイクル活動	回収品の整理と業者引き渡し
図書（本の整理）	図書の整理・カバー掛け等
学芸会の受付	体育館入り口にて来校者受付
ニュースポーツのつどい	白糸台体育館にて簡単なイベントのお手伝い
教育長と語る会	市の方針などについて教育長の話聞く
落ち葉掃き	校内の落ち葉清掃作業
家庭教育学級のつどい	毎年異なるテーマの講座への参加（校内）
市長との懇談会	各校の要望などについて市長の説明聞く
けやきの森学園交流会	けやきの森学園と地域交流校との交流会に参加
健全育成講演会	毎年異なるテーマの講座への参加

※年度により活動内容の変更があります。

※この他にも多くの協力項目があります。

### 【有志ボランティア】

全ての保護者を対象とします。項目や回数に制限はありませんので、都合のつく方はぜひ参加してください。

項目	内容
クリーンアップデー	校庭の草取り等

※その他、随時必要な時に募集あり。

### 【一参加】

随時、地域行事等をお知らせします。義務ではありませんが、都合のつく方は、是非参加をお願いします。

## ～学校からののお知らせと連絡網について～

近年、従来の電話連絡による連絡網がうまく機能せず、保護者の間でも問題点として指摘されていました。

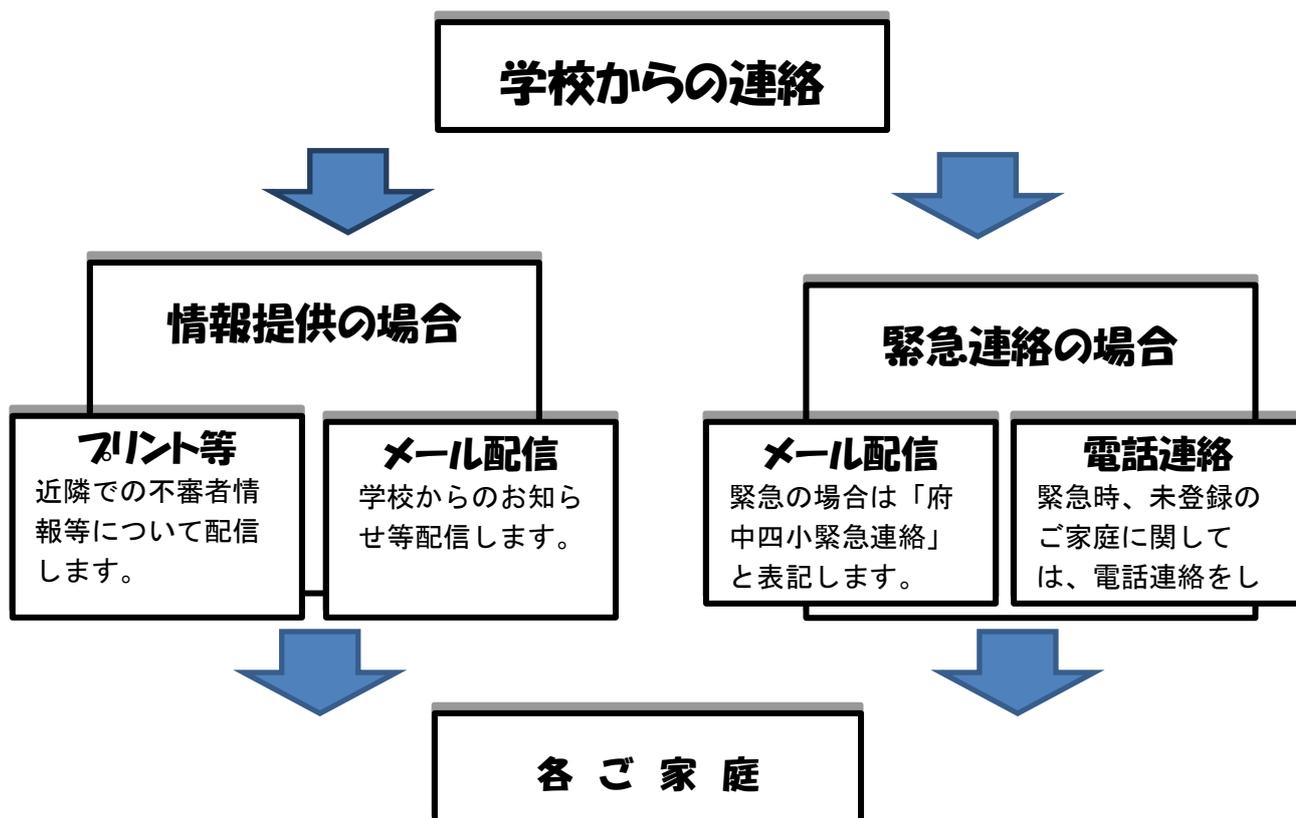
そこで本校では、連絡網として一斉メール配信のシステム（連絡網システム）を導入しております。このシステムにより、同時に素早く、学校からの確実な情報伝達が可能となります。

『メール連絡網システム』の登録は無料です。（登録時やメール受信時の通信料は、利用者の負担となります）また、登録により広告メールやアンケートメールが届くこともありません。

災害時には大規模な停電も予測されます。停電中は、多くの家庭で電話が使用不能になり、電話連絡網での対応が困難になると思われます。東日本大震災の時、メールが利用できたことは記憶に新しいところです。

携帯電話・スマートフォン等即座に受信に気付くメールアドレスですので、出来る限りご登録下さい。

ご理解・ご協力をよろしく申し上げます。



【登録方法は別紙「連絡網システム」「登下校メールシステム」のお知らせをご覧ください】

## 地域での安全対策活動

### 【集団登校】

4月入学式・始業式の次の日より3日間各地区に分かれて集団登校をします。1日目は全学年、2、3日目は新一年生と最高学年を対象とします。付き添いは各地区委員で行います。

### 【交通安全指導・地域パトロール】

令和4年度は行いません。

任意ではありますが、会員の皆様は各ご家庭近隣での児童の見守りをお願い致します。

今後の活動については、PTAからのおたよりをご覧ください。

### 【My 腕章】

行事や見守り活動の際に着用をお願いします。



子ども達の安全は、私たち保護者が守ります。

## 通学路とは？

子ども達が安全に通学できる道路のことです。

基本的には、旧甲州街道は通らずに、品川街道沿いに通学します。

設定された通学路を通らないと、事件・事故があったときの対処が遅れたり、保険の対象外になったりする場合があります。

学校へ届出する登下校の道順は、『自宅から通学路を通して学校』となるようにご記入ください。

自宅から通学路へ出るまでの安全指導は、各ご家庭でお願いします。

昨今の子ども連れ去り事件などを受けて、市・学校・地域をあげてさまざまな安全上の取り組みが行われています。

・ **子ども緊急避難の家**

子ども達が危険な目にあったときに、いつでも飛び込んで保護してもらえる家やお店です。

・ **緊急情報提供サービス**

市内の事件や不審者情報を、メールやFAXで配信。詳細は府中市のホームページで。

・ **子ども安全ボランティア**

登下校時の付き添い・見守り・犬の散歩など。保護者や地域の方々に構成しています。

お時間の許す方は、登下校の見守り・付き添いをします。



子ども達の安全を確保するために、各ご家庭で子どもたちにご指導ください。

- ・ 登下校は、通学路を通りましょう。
- ・ できるだけ一人きりにならないよう、みんなであとまって登下校するようにしましょう。

## P T A 保険について

P T A が主催する行事の中で児童や P T A 会員の不慮の傷害事故を保障する保険です。主催者側が法律上の賠償責任を負った場合に備えての『P T A 管理者賠償責任』を組み合わせた総合保障です。

加入している会社 : あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
加入対象者 : 児童、父母会員および教職員会員

《P T A 傷害保険》⇒ 1 世帯あたりの保険料…年間 9 8 円

### 保険料が支払われる場合

P T A が主催・共催する行事に参加中（自宅と行事会場との往復途上を含む）の傷害事故が対象となります。

\* P T A が企画・立案し、主催または共催する行事で、P T A 会則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

(例) ・ P T A バレーボール大会や講習会中に怪我をした。  
・ 児童のための交通安全指導中に怪我をした。

〈注〉 児童の怪我で、日本学校安全法の定めるところにより給付対象となるものは、本保険の対象とはなりません。

保険金額 1 名につき

死亡・後遺障害保険金額	2 0 0 万
入院保険金額	1 日あたり 2, 5 0 0 円
通院保険金額	1 日あたり 1, 5 0 0 円

\*入院・通院を合算して 1 8 0 日限度

### 保険料が支払われない主な場合

- ① 保険申込人や参加者、保険金受取人の故意による傷害
- ② 自殺行為、犯罪行為、闘争行為による傷害
- ③ 脳疾患、疾病（日射病、熱射病を含む）または心神喪失による傷害
- ④ 地震、噴火、津波、洪水などの天災による傷害

# 《PTA管理者賠償責任保険》

⇒ 1世帯あたりの保険料…約11円×児童数

## 保険料が支払われる場合

PTA活動を行っている際

- ① PTAの役員や責任者の不注意、管理ミスによって、児童、父母会員、教職員会員または、その第三者の身体・財産に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。
- ② 第三者から借用した用具等を損壊したことについて、管理者としての法律上の損害賠償責任を負った場合による損害が補償されます。

## 保険金額

PTA活動に伴う賠償責任	身体	1名 2,000万円	1事故につき 5,000万円
	財物		1事故につき 500万円
保管物賠償責任	保管物	500万円	

## 保険料が支払われない場合

- ① 保険申込人や責任者の故意による事故
- ② 自動車による事故
- ③ 飲食による事故
- ④ 地震、噴火、津波、洪水などの天災による事故

1世帯あたりの保険料合計 = 98円 + 約11円 × 児童数

# PTA発行の手紙について

## ① 会員の皆様宛

家庭数と児童数の2種類の配布方法があります。

ほとんどは、家庭数で配布しますが、出欠席の確認の伴う手紙は児童数で全員に配布します。

\* 家庭数の場合、学年の下のお子さんが持ち帰ります。

学校が発行する手紙

保護者の皆様	令和〇年〇月〇日 府中市立府中第四小学校 校長 〇〇 〇〇
--------	-------------------------------------

PTAが発行する手紙

PTA会員の皆様	令和〇年〇月〇日 府中市立府中第四小学校 PTA会長 〇〇 〇〇
----------	--

## ② 役員会、運営委員会、協力員の皆様宛

\* 茶封筒に入れて配布します。

	1	-	1
			〇
			〇
			委員
			〇
			〇
保護者			
名			様

# 府中市立府中第四小学校 PTA

## 規約

# 府中市立府中第四小学校 PTA 規約

この会は、子どもの幸せを心から願う善意と好意の集まりです。

この会のはたらきは子どもを見つめるところから発想し計画運営され、それが会員ひとりひとりの努力によってよるこびにつながるよう、進められます。

第一条（名称及び事務所）この会は、府中市立府中第四小学校 PTA（以下 PTA とする）といい、事務局を同校におく。

第二条（目的及び活動）この会は、父母と教職員が協力して、家庭と学校と地域社会で子どもたちの幸せな成長をはかるための、相互の理解を深め、教育の目的に沿うように次の活動をする。

1. よい父母、よい教職員となるように努める。
2. 家庭と学校の緊密な連携に努める。
3. 子どもの環境をよくするように努める。

第三条（方針）この会は、次の方針により前条の目的を果たす。

1. 会員ひとりひとりが進んで活動に参加し、民主的に運営する。
2. 子どもの教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
3. 学校の管理や教職員の人事に干渉しない。
4. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また公の選挙の候補者を推薦しない。
5. 営利を目的とする行為は行わない。

第四条（会員）PTA 会員は、府中市立府中第四小学校に在籍する児童の父母またはこれにかわる保護者と教職員で構成する。

第五条（経理）この会が活動するために必要とする経費は、会費及びその他の収入によってまかなわれる。

1. 会費は一世帯年額 2,000 円とし、納入は年 1 回とする。

但し、転入の場合は

4 月～ 8 月を 1 期 700 円 9 月～12 月を 2 期 700 円 1 月～3 月を 3 期 600 円	と分けて当該期分を全額納入する。
--	------------------

転出の場合、会費は返還しない。

但し、定期総会以前に 1 学期中の転出が決まっている場合、納入時の申告により 2・3 学期分を返金する。

2. この会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第六条（役員及び監査）この会に役員及び監査をおく。その任期は 1 年とするが、再選された場合、同役職は 2 年まで継続できる。但し、教職員はこの限りではない。現職の役員が都合により継続できなくなった場合、事前に選出された補欠候補者から、会長が委任し、残りの期間をつとめる。

会 長	1 名
副会長	4 名※1（うち 1 名は副校長）
書 記	3 名（うち 1 名は教職員）
会 計	3 名（うち 1 名は教職員）
監 査	2 名
顧 問	1 名（学校長）

第七条（役員及び監査の選出）この役員及び監査の選出方法は、別に定めた規定「役員及び監査選出規定」によるが、教職員の役員は学校で選ぶ。推薦された全ての役員及び監査は、総会で承認を受ける。

第八条（役員及び監査の任務）この会の役員及び監査の任務は次のとおりとする。

1. 会長は会を代表し、責任を持って会務を進め、総会及びすべての会議を招集する。
2. 副会長は会長を助け、会長不在の時は、その代理をつとめる。
3. 書記は総会、委員会及び主な会議の記録をし、整理保管する。また、その他の会務を処理する。
4. 会計はこの会の経理を担当し、監査を受けた決算を総会に報告する。
5. 監査は会計の監査を行い、総会に報告する。また、すべての会合に出席して意見を述べるができる。
6. 顧問は、相談役としていずれの会にも出席し、意見を述べるができる。

第九条（運営）この会は定期総会、臨時総会、役員会、運営委員会、各委員会によって運営される。

1. 総会は、この会の最高決議機関で、全会員の2分の1（委任状を含む）以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意を得て、議案を決定する。賛否同数の場合は議長が決める。
2. 定期総会は毎年1回年度の始めに開き、次のことについて審議する。
  - ・新役員の承認
  - ・新年度の事業及び予算
  - ・その他重要な案件
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、運営委員会が必要と認めたとき、また会員の5分の1以上の要求があったとき、開くことができる。
4. 運営委員会は総会に次ぐ重要な機関で、役員と各委員会の正副委員長で構成し2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意を得て、事案を決定する。また、各委員会の連絡調整をはかり、会の事業を協議運営する。運営委員会は、必要に応じて特別委員会をおくことができる。
5. 役員会は会の運営を進めていくための準備をし、運営委員会にはかる。
6. 各委員会には学年委員会、広報委員会、地区委員会、及び推薦委員会をおく。各委員会の運営については別に定めた準則「各委員会の準則」によって行う。

第十条（慶弔）この会は、本校児童及び会員に特別のことがあった場合には、別に定める規定「PTA 慶弔見舞いの規定」によって慶弔の意を表す。

## 付 則

1. この会の規約は総会で出席者の過半数以上の賛成によって改正することができる。
2. この規約は2016年4月25日の総会にて改正し、この日より実施する。
3. ※1、2013年度のみ創立140周年記念行事が行われる為、特例として副会長を5名とする。2012年12月末の臨時役員会にて追記し、実施する。（2014年度からは4名に戻す事とする）
4. 補欠候補者とは、役員及び監査に欠員が出た場合の補充人員とする。また、総会までに、補欠候補者（2～5名）を選出しておく。

## 各委員会の準則

(規約第九条第6項による)

1. 各委員会は、本会の活動に必要な事項について調査研究立案し、また実行機関として次の活動を行う。
  - (1) 学年委員会  
各学級で選ばれた2名・仲よし学級1~2名の委員及び担当教職員会員によって構成され、学級会、学年会の発展をはかり、学級及び学年相互の交流と教育環境の改善につとめる。  
具体的には、学年お楽しみ会・給食試食会・家庭教育学級・講習会の開催、教育整備助成運動（ベルマーク）等を行う。
  - (2) 広報委員会  
各学級で選ばれた1名の委員及び担当教職員会員によって構成され、PTA活動や、学校の様子などを広く会員に知らせる。具体的には、PTA広報紙やその他臨時の刊行を行う。
  - (3) 地区委員会  
各地区で選ばれた委員及び担当教職員会員によって構成され、地区活動の発展をはかり、学区域全体の児童の安全確保と環境の整備につとめる。具体的には、集団登下校の引率・地域パトロール等を行う。  
また、青少年対策委員会の、主催・共催事業に協力する。
  - (4) 推薦委員会  
役員2名と学年委員または補欠候補者によって構成され、次年度の役員及び監査委員を選出する。
2. 学年委員会は、各学年より1名の学年長を選び、仲よし学級より1~2名の代表者を選ぶ。そして、互選により、委員長1名、副委員長4~5名、書記1名、会計1名を選任する。  
広報委員会及び地区委員会は、委員の互選によって委員長1名、書記1名、会計1名を選任する。また、それぞれの委員会には、教職員より1名の副委員長をおく。  
推薦委員会は、「役員・監査選出規定」による。
3. 各委員会は、委員長が招集し、会の成立及び議事については、「規約第九条第1項」の規定に準じて行う。各委員会の委員長は、各委員会の代表として、その会の司会をし、会の発展につとめる。副委員長は、委員長を助け、必要に応じて代理をつとめる。
4. 学年会、学級会は、学級に属する全会員によって構成される。学年委員は、学級会の代表として、学年委員会に出席し、学級及び学年相互の発展につとめる。
5. 地区会は、地区としてのPTA活動を行う。地区委員は、地区会の代表として、地区委員会に出席する。また、地区会を招集し、会を進め、地区会の発展につとめる。
  - (1) 区域及び委員の数は、その地区の会員数、地形、環境条件などを考慮して、学校代表、地区委員三役、関係地区の委員が協議し、地区委員会で決定する。
  - (2) 地区会の活動は、地区委員会で報告、連絡、相談をしながら進める。
6. 各委員会の正副委員長、書記、会計の任期は「規約第六条」役員の任期の規定に準ずるものとする。

## 付 則

1. この準則は運営委員会において出席者の過半数以上の賛成によって改正することができる。
2. この準則は2016年4月25日の総会にて改正し、この日より実施する。

## 役員及び監査選出規定

(規約第七条による)

1. 役員及び監査選出は、推薦委員会によって行われる。
2. 推薦委員会の構成
  - (1) 推薦委員は役員 2 名と学年委員または補欠候補者がつとめる。
  - (2) 推薦委員会に、委員長 1 名、副委員長 2 名、記録係 2 名をおく。
  - (3) 推薦委員が推薦された場合、推薦委員を辞退しなければならない。
3. 選出方法
  - (1) 全会員に役員及び監査を公募する。
  - (2) 各学年の選出会議で検討し、学年ごとに 2 名の候補者を決定する。
  - (3) 役員及び監査の名簿を作成し、全会員に報告し、総会において承認を得る。
  - (4) その他、推薦に関する一切の責務を負う。

### 付 則

1. この規定は、運営委員会において出席者の過半数以上の賛成によって改正することができる。
2. この規定は、2016 年 4 月 25 日の総会にて改正し、この日より実施する。
3. 3.選出方法 (2) で選出された候補者が、やむをえない理由により辞退した場合、補欠候補者から候補者を決定する。

## PTA 慶弔見舞の規定

(規約第十条による)

1. 会員及び児童に特別の事が生じた場合、以下のように慶弔の意を表す。但し、慶弔、見舞いを受けた場合、返礼は一切要しない。

(1) 保護者

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| イ. 亡くなった場合           | 10,000 円     |
| ロ. PTA 活動中の怪我で入院した場合 | 3,000 円程度の花束 |

(2) 教職員会員

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| イ. 亡くなった場合            | 10,000 円      |
| ロ. 配偶者及び血族一親等が亡くなった場合 | 5,000 円       |
| ハ. 結婚                 | 5,000 円       |
| ニ. 退職及び転任             | 3,000 円相当の記念品 |
| ホ. PTA 活動中の怪我で入院した場合  | 3,000 円程度の花束  |

(3) 児童

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| イ. 亡くなった場合             | 10,000 円 |
| ロ. 怪我や病気のため2週間以上欠席した場合 | 5,000 円  |

2. 手続き

該当児童のクラス担任あるいは、管理職からの申告に基づき行う。

3. 各学級で慶弔の意を表す場合

児童の作品（作文、図画、折り紙、見舞い文）などに留め、お金は集めないこととする。

4. 以上の項目以外の件については、役員会で決定する。

### 付 則

1. この規定は、運営委員会において出席者の過半数以上の賛成によって改正することができる。
2. この規定は、2010年3月12日の運営委員会にて承認され、2010年4月1日より実施する。



2022年4月 発行